

労災保険について vol. 1 業務災害



いっもお世話になっております。
5月も下旬に入り昼間は暑くなってきましたね...
事務所でもホットコーヒーからアイスコーヒーになり暑めりー気に
夏気分🌞となりました！

さて、労災保険には、『業務災害』と『通勤災害』がありますが
今回は、業務災害と認定される事故はどのようなものを見ていきたいと
思います。

【業務災害の認定ポイント】

- ① 「業務遂行性」が認められること
⇒「業務（業務の指揮命令を受ける状態）」を
していたときの災害かどうか。
- ② 「業務起因性」が認められること。
⇒「その業務をしていなければ、その傷病は生じなかった」
かどうか。

たとえば...

① トイレに行って、車イスで怪我をした ⇒ 労災

トイレに行くことは、生理的に必要な事であり
労働者として逃すべからぬ為、業務行為に付随
する行為とみなされます。

(また、業務の準備・後始末の時間も業務行為と
連続して行われる一連の行為とされ、上記と同様の
判断がでます。ただし、労働者の私的行為等による
ものであると業務に付随する行為と認められない
場合もあります。)

② 事業場外の施設へ行き、その階段から
落ちて怪我をした ⇒ “労災ではない”

休憩時間中は、原則として自由行動となり個人の
私的行為となりますので、昼食等を事業場外で
取りその際に怪我をしたというのは、
業務上災害にはなりません。

※ 事業場内で行動している場合は、業務の
指揮命令を受ける状態にあるとされ、
事業場施設に起因する災害として業務災害と判断

このように、「業務中が」「業務が原因」なのが認定の大きなポイントとなります。
次回は、通勤災害の認定ポイントについてみていきたいと思います。